

**子どもたちの確かな学力定着のために  
知識と経験を活かしてみませんか？**

**足立区  
特別非常勤講師  
(外国語活動)**

**令和8年度 採用候補者名簿掲載のご案内**

**足立区教育委員会**



## 令和8年度 特別非常勤講師（外国語活動）採用候補者名簿登載のご案内

足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、区立小学校の教員の授業準備にかかる負担軽減及び教育の質的向上を図るため、学校外の社会で活躍する外部人材を、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定される特別非常勤講師として学校教育に招き入れ、その高い専門性や社会での経験をもって、教科又は教科の領域の一部（同法施行規則第65条の10で定めるものを含む。以下同じ。）に係る授業を担わせています。

この案内は、特別非常勤講師（外国語活動）採用候補者名簿（以下「名簿」という。）登載者の募集についてご案内するものです。

※ この事業は、東京都の令和8年度「社会の力活用事業」補助金交付を受けることを前提としています。

### 1 応募資格

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 教員免許状（小学校全科）を取得したことがない者
- (3) 以下の各号のいずれかに該当する者
  - ア 英語を日常的に用いる職務を1年以上経験したことがあり、TOEIC 概ね700点以上の者
  - イ 英語を日常的に用いる職務に3年以上継続して就いている者
- (4) 東京都教育委員会が実施した「特別非常勤講師としての活用に向けた指導力養成講座」を修了した者

### 2 応募から名簿登載まで

- (1) 応募に必要な提出書類
  - ・ 採用候補者名簿登載申込書（写真貼付）※指定様式
  - ・ 上記1「応募資格」（3）のいずれかに該当することを証明できる書類の写し
  - ・ 都実施の「特別非常勤講師としての活用に向けた指導力養成講座」の修了証（写し）
- (2) 応募方法等

提出先	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1（本庁舎 南館6階） 足立区教育委員会学力定着推進課事業担当 特別非常勤講師募集担当者
応募方法	提出先へ持参、簡易書留にて郵送もしくはオンライン申請 （応募書類は、返却いたしません） ※ 持参する場合は、午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

(3) 名簿登載

応募受付 ⇒ 書類審査 ⇒ 名簿登載 ⇒ 名簿登載結果通知送付

書類審査の結果、名簿登載合格者は名簿に登載します。(名簿登載結果通知 送付)  
名簿登載期間は、登載日から令和9年3月31日までとし、有効期間内に採用に至らない場合は失効します。

(4) 名簿削除

以下に該当する場合は、名簿から削除します。

- ・ 心身の故障等により、特別非常勤講師としての適性を欠く場合
- ・ 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ・ 名簿登載期間が終了した場合
- ・ 本人が辞退した場合

### 3 名簿登載から採用まで

(1) 名簿登載から採用までの流れ

学校長が名簿から候補者を選定し、面接を行い、採用が内定します。

名簿登載 ⇒ 学校長面接 ⇒ 採用内定 ⇒ 書類提出  
⇒ 不採用 ⇒ 名簿登載継続

**名簿に登載されても、学校長面接の連絡等がなく、また面接の結果、採用に至らない場合があります。**

(2) 採用が内定した場合の関係書類の提出

学校長面接により、**採用が内定した場合は**、以下の書類を提出していただきます。  
なお、提出書類は返却いたしません。

<採用内定後の提出書類>

- ・ 最終学校の卒業証明書（原本または写し）
- ・ 健康診断書（原本または写し） **※任用前1年以内のもの**
- ・ 住民票（本籍・続柄・個人番号省略） **※任用前3ヶ月以内のもの**
- ・ 個人番号カード（写し）

その他、採用に関わる必要書類があります。

※ 採用内定後、書類不備や内容に疑義が生じた場合には、採用に至らない場合があります。

(3) 名簿登載後の連絡等

以下の場合には、速やかに届け出てください。

- ・ 名簿登載を辞退する場合
- ・ 住所、電話番号等を変更した場合

## 4 勤務内容

- ・ 小学校3・4年生における外国語活動の授業を単独で実施すること
- ・ 担任教員との事前打ち合わせ・授業準備
- ・ 児童の評価に関すること
- ・ 指導終了後の引継ぎ業務
- ・ その他教育委員会が必要と認める事項  
(ただし、保護者や地域への対応、校務分掌を除く。)

## 5 勤務条件等

任用期間	採用日から令和9年3月31日まで ※ 採用日は応募日に応じて、毎月1日を採用日とする。
報酬額	時給 2,415円(令和8年6月現在) ※ 採用されるまでに条例等の改正(給与改定等)が行われた場合は、その定めるところによる。
通勤手当	支給あり(上限あり)
期末勤勉手当	勤務実績による
勤務日数 勤務時間	1日7時間30分以内、かつ、週20時間以内 (勤務日及び勤務時間は、前月末日までに決定します。) ※ 複数校で勤務をする場合も週20時間以内の勤務とする。
勤務場所	足立区教育委員会が指定する足立区内の小学校(選択不可)
休暇等	年次有給休暇、慶弔休暇等あり
社会保険等	なし
その他	退職金制度、昇給制度なし

### ◆◇◆お気軽にお問い合わせください◆◇◆

担当部署 足立区教育委員会事務局 学力定着推進課 事業担当  
住 所 〒120-8510  
足立区中央本町1-17-1(本庁舎 南館6階)  
電 話 03-3880-5964(直通)  
メ ー ル gaku-tei@city.adachi.tokyo.jp

## 採用候補者名簿登載申込書

氏名		フリガナ		生年月日		
				昭和・平成 年 月 日生（ 歳）		
現住所	フリガナ			写真貼付（カ） 縦4cm×横3cm程度 正面・無帽・無背景 ※3ヶ月以内のもの ※裏面に氏名を記入		
	〒 -					
	電話番号	携帯（ ）	-			
		自宅（ ）	-			
最寄駅（自宅）	線 駅より		バス・徒歩	分		
上記以外の連絡先	氏名		住所等		電話番号	
					（ ） -	
					（ ） -	
英語力に係る資格	取得年月日		資格種別		教員免許状の有無	
	年	月	日	※ TOEIC、英検など	有 ・ 無	
					免許種別	

※ 教員免許状を取得したことがある場合は、期限内か否かに係わらず全て記入してください。

### 1 学歴・職歴・賞罰について

年 月 日	～ 年 月 日	これまでの学歴・職歴・賞罰	
	～	<学歴> 高等学校卒	
	～	大学卒	
	～	<職歴>	
	～	正規・非常勤	年
	～	正規・非常勤	年
	～	正規・非常勤	年
	～	正規・非常勤	年
	～	正規・非常勤	年
	～	正規・非常勤	年
		<賞罰>	

**なお、私は次に掲げる各号のいずれにも該当しておりません。**

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者及び懲戒免職・分限免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 足立区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

はい いいえ

**令和8年12月25日に施行される、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）を考慮して、以下の質問をいたします。**

過去に、児童や生徒に対する特定性犯罪（強制性交罪、強制わいせつ罪、児童買春、児童ポルノ禁止法違反など）に関する有罪判決を受けたことはありますか。

はい いいえ

### 【参考】

- ・ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律第二条第七項

この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
    - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

### 個人情報の提供についての同意

特別非常勤講師の採用にあたり、教育委員会及び学校が使用することを承諾いたします。

（※ 提供された個人情報は、特別非常勤講師の採用に伴う事務以外に使用しません。）

**この申込書に記載した事項は、事実と相違ありません。**

令和 年 月 日

自筆署名 \_\_\_\_\_



